

## 特記仕様書

1. 名称 令和元年度 第2号 滋賀県立大学非常放送設備更新工事
2. 工事場所 彦根市八坂町2500
3. 履行期限 令和元年 9月27日限り
4. 工事目的 非常放送設備を更新する。
5. 工事内容
  - ・主たる工事内容は、
    - ①非常放送設備アンプの撤去・新設
    - ②非常用リモコンの撤去・新設
    - ③業務リモートマイクの撤去・新設
  - ・機器更新にあたり、それに伴う配線工事や各種設定を行う。  
機器については図面・本仕様書を参照すること。(機器仕様については、別紙機器リスト表を参考とし、同等以上の規格であること)
  - ・工事前に各ブロック(別紙スピーカ回線一覧表参照)の鳴動調査を行い、報告書を提出すること。
  - ・電源カトリレーが誤動作し、本学の放送設備に支障をきたす場合、速やかに改善を図ることができるシステムを構築すること。(影響を最小限にとどめるためのブロック毎に対策を講じる事ができるシステムとすること)
  - ・教室等の電源カトリレーの必要な電源容量を調査し、放送アンプより必要な電源供給できるシステムであること。
  - ・各機器の細部の設定等は監督職員と協議の上、実施すること。
  - ・工事に必要と思われる配線部材、接続ケーブルおよび配線保護材料等は、全て受注者において用意し、撤去物については、監督職員の指示に従い適切に処分を行うこと。
  - ・設置および非常警報設備としての運用方法等については所轄消防署と協議の上着工すること。
  - ・設置後は、各棟の鳴動調査とカトリレーの動作確認および自動火災報知設備との連動確認を行うこと。
  - ・工事用の電源については貸与する。
  - ・工事内容について疑義が生じた場合は監督職員と協議の上決定すること。
  - ・設置する機器等については事前に承認図を提出し、承認を受けること。
  - ・消防署等への申請・届出書および検査にかかる手続きは、全て含めること。

・完成図、保証書、工事写真、試験成績書を2部提出のこと。

6. 一般事項

- 1) 本工事は、関係法令を遵守し、本仕様書、別添図面により実施すること。  
特記仕様書および図面に記載なき事項は、下記に定める仕様書、標準図を適用する。
  - ・国土交通省大臣官房庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）および公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- 2) 現場の工事は、原則9月1日以降15日間程度とするが詳細については監督職員と協議のうえ決定すること。